

# 「学校の運動部活動に係る活動方針」

平成 30 年 12 月

佐賀県立佐賀東高等学校

## 1 はじめに

運動部活動は、学校の教育活動の一環として、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきた。体力の向上、健康の保持増進だけでなく、異年齢との交流を通して、生徒同士や生徒と教師等の好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、その教育的な意義は大きいものがある。

本校においても、運動部活動が、個々の生徒にとって教育的な意義や効果が大きいことに加え、学校全体にとっても、活力の醸成や帰属意識の高揚につながることを期待し、部活動の振興を学校の教育目標の一つに据えて、推進に努めてきた。

一方で、今日の社会情勢の変化は速く、運動部活動を取り巻く環境も著しく変わってきており、従前の運営体制や活動内容を見直し、持続可能で効果的・効率的な活動内容への転換を求められるようになってきた。

これらのことから、運動部活動の意義や効果を損なうことなく、社会情勢の変化に対応した活動内容の質的転換を図り、生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現できるようにするための活動方針を定める。

## 2 「学校の運動部活動における活動方針」の位置づけ

本活動方針は、佐賀県立佐賀東高校における運動部活動を対象とし、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」をもとに作成された佐賀県の「運動部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、本校生徒の体力及び競技レベル等を加味して作成したものである。

なお、佐賀東高校は、2023年度に本県で開催される国民スポーツ大会に向けて、佐賀県より、2018年度は、サッカー部（男子）、なぎなた部（女子）、男子バスケットボール部、男子水球部、女子水球部、男子空手道部の6部が強化指定校の認証を、女子空手道部及び女子バスケットボール部の2部が強化推進校の認証をそれぞれ受けている。

## 3 適切な運営のための体制整備

### (1) 運動部活動の方針作成等

ア 校長は、佐賀県教育委員会が示す「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。

イ 校長は、「学校の運動部活動に係る活動方針」及び各運動部活動の「年間の活動計画」を公表する。

ウ 運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。

エ 運動部顧問は、生徒及び保護者に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。

## (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒及び教師の数等を踏まえ、運動部活動が円滑に実施できるよう適正な数の運動部活動を設置する。
- イ 校長は、運動部活動顧問の決定にあたっては、校務全体の効率的・効果的な運営、顧問の校務分掌等を考慮して行う。
- ウ 校長は、設置する部活動について、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、複数の顧問を配置するよう努める。
- エ 校長は、指導内容の充実や生徒の安心・安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、必要と認める場合は、部活動指導員の活用を進める。
- オ 校長は、部活動指導員の活用に際して、学校全体及び各部の「目標や方針」、「活動の計画」、「具体的な指導の内容や方法」、「生徒の状況」、「事故対応」等について、学校、顧問の教員及び部活動指導員等との間で十分な連絡調整を行い、情報の共有と共通理解を深める。
- カ 校長は、部活動指導員に対して、その指導が適切に行われるよう、指導の在り方、事故やハラスメントの防止、その他必要な内容について、研修の機会を設ける。

## 4 合理的で効果的な活動の推進

- (1) 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たり、スポーツ庁が作成した国のガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。なお、夏季の運動部活動における高温や多湿時の活動では、熱中症事故防止の観点から適切な対応を徹底するとともに、気象庁の高温注意情報が発せられた場合には、屋外の活動を行わないことも視野に入れて、適切な対策を講じる。
- (2) 運動部顧問は、生徒の心身のバランスのとれた成長を図る観点から、各競技の特性を踏まえた科学的なトレーニング方法を積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実践する。
- (3) 校長は、運動部活動が勝利至上主義の意識・価値観による行き過ぎたものとならないよう配慮する。その際、目先の勝敗にとらわれて長時間の練習を行うことが生徒のためにならないことを理解し、スポーツ障害やバーンアウトを防ぐことなどについて、保護者にも理解と協力を得るよう努める。

## 5 適切な休養日等の設定

- (1) 運動部活動における休養日及び活動時間等については、スポーツ庁から出されたガイドラインや佐賀県教育委員会の指針を原則踏まえるものとする。ただし、競技・種目の特性等も加味し、運用に際しては、画一的・硬直的ではなく、弾力的に行うことも認めるものとする。

#### ア 学期中の休養日

週当たり2日以上の休養日を設ける。なお、平日に少なくとも1日、週末に1日以上設けることを基本とするが、種目の特性等で上記の基準によりがたく、週末に活動した場合は、年間休養日の週平均が2日以上となるよう、休養日を他の日に振り替えることができる。

#### イ 長期休業中

学期中に準じた取り扱いとする。なお、生徒が家族・地域で過ごす時間等の確保に配慮し、ある程度の連続した休養期間を設けることが望ましい。

#### ウ 活動時間

1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度を基本とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、種目の特性等で上記の基準によりがたい場合は、年間の活動時間が週平均16時間未満で活動することができる。

### 6. 参加する大会等について

校長は、生徒に与える教育的意義、生徒及び運動部顧問の負担等を考慮し、参加する大会・試合等を精査する。

参加する大会は、原則として、高体連・高野連が主催・共催・後援する大会とし、これ以外の大会については、学校長が許可したものに限り参加できるものとする。

校長は、許可を判断するにあたって、生徒の体力・競技力のレベルや学習状況、休養日の取得状況等を考慮するものとする。